

第四次中津川市環境基本計画策定支援業務委託

仕 様 書

令和 6 年 9 月

中津川市環境水道部環境政策課

第四次中津川市環境基本計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第四次中津川市環境基本計画策定支援業務

2 委託業務の目的

平成 28 年（2016 年）度から令和 7 年（2025 年）度までの 10 年間で第三次中津川市環境基本計画を策定・実施し、将来の環境像として「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川」を掲げ、市民・事業者・市の各主体が協力・連携し各施策に取り組んでいます。その中で、令和 5 年に策定した中津川市地域脱炭素ロードマップを踏まえ、2050 年ゼロカーボンシティの実現を目指し、またリニア中央新幹線の開業に向けた社会動向など、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市の良好な環境の保全と創出の基本方針とするため、令和 8 年（2026 年）度からの次期第四次中津川市環境基本計画を策定します。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

4 履行場所

中津川市役所のほか、市が指定する場所

5 策定の基本条件

（１）次期計画の計画期間

令和 8 年（2026 年）度から令和 17 年（2035 年）度までの 10 年間

（２）策定に当たっての基本的な考え方

- ・第三次中津川市環境基本計画の達成度を評価、また問題点を整理し、今後目指す将来像、目標を明確にする。
- ・新たに策定した「地域脱炭素ロードマップ」を内包、「中津川市一般廃棄物処理基本計画」を引用し、国や県の各種計画の改正を反映させた計画とする。
- ・他計画も混在しボリュームも大きくなるため、簡素で明瞭な計画とする。

（３）仕様の考え方

本仕様書に定める業務内容等の仕様について、次期計画基本構想及び基本計画の策定を効率的に進めるため必要と考えられるものを示したものである。契約における仕様については、企画提案の審査後、提案された事項を基に契約の候補者との協議調整のうえ、決定するものとする。

6 業務の内容

(1) 環境に係る現況の整理

- ・国、県、市の環境関連計画の整理
- ・国内外の環境動向の整理
- ・市内の環境施策状況の整理

(2) 温室効果ガス排出量の算定

- ・温室効果ガス排出量の算定及び算定手法の見直し

(3) 生物多様性戦略の見直し

- ・生物多様性戦略の見直し

(4) 目標及び施策の見直し

- ・現行計画の進捗状況の整理・分析
- ・新計画における目標及び施策の設定

(5) 第四次環境基本計画の作成

- ・素案の作成
- ・パブリックコメント実施の支援

(6) 環境審議会の運営支援

- ・資料作成
- ・会議への出席
- ・議事録作成等

(7) 打合せ

7 想定スケジュール

令和6年秋以降 中津川市ごみ減量検討市民会議への一般廃棄物処理基本計画の報告

令和7年2月 中津川市一般廃棄物処理基本計画の完成

令和6年度冬/令和7年夏～秋 中津川市環境保全審議会への報告

令和7年秋 第四次環境基本計画に関するパブリックコメントの実施

令和7年12月 市議会議決

令和8年2月 第四次中津川市環境基本計画の完成

8 打合せ

受注者は、本業務の目的を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と打合書を綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

9 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもつ

て行うとともに、発注者が認めた場合を除き、業務完了後速やかに返却するものとする。
なお、受注者は市の策定している各種計画（公表しているものに限る）等の資料を借り受けることができる。

1 0 著作権及び版權

- （１）本契約で作成された印刷物の著作権及び版權は、発注者が所有するものとする。
- （２）受注者は本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報等については、発注者に譲渡すること。
- （３）発注者が前号の規定により引き渡しを請求したときは、受注者は発注者の指定する方法に従い、発注者が指定する期日までに、これらを発注者に引き渡さなければならない。

1 1 成果品

（１）中間の成果品

受注者は、令和 7 年 3 月末日までに次のとおり報告するものとする。

- ① 令和 6 年度業務への実績報告（任意様式）
- ② その他発注者が指示するもの

（２）最終の成果品

受注者は、本業務における成果品として、次のとおり納品するものとする。

- ① 環境基本計画「本編」（製本 50 部、印刷編集用データ一式、PDF データ一式）
- ② 環境基本計画「概要版」（製本 200 部、印刷編集用データ一式、PDF データ一式）
- ③ その他発注者が指示するもの

（３）留意事項

本業務の環境基本計画の作成にあたり、契約期間のほかに令和 7 年 12 月に開会を予定している中津川市議会において計画を上程する必要があることに留意するものとする。